

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第41号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(身体障害者等に対する自動車税の減免の額) 第36条の5 略 2 条例附則第38項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、 <u>条例第88条第1項第1号及び第4号に掲げる自動車（同条第2項の規定によりその税率についてこれらの規定が適用されるものを含む。）並びに同条第1項第5号に掲げる自動車にあっては「51,700円」と、これらの自動車以外の自動車にあっては「49,500円」とする。</u>	(身体障害者等に対する自動車税の減免の額) 第36条の5 略 2 条例附則第38項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項第1号イ及び第2号イ中「45,000円」とあるのは、「49,500円」とする。
(収納計器取扱手数料の交付) 第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第122条第1項の申告書、法第123条第2項の修正申告書及び法第152条第1項の申告書に収納計器で表示された金額の <u>1,000分の6.48</u> に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。	(収納計器取扱手数料の交付) 第45条の9 証紙代金収納計器取扱手数料として法第122条第1項の申告書、法第123条第2項の修正申告書及び法第152条第1項の申告書に収納計器で表示された金額の <u>1,000分の6.3</u> に相当する金額を収納計器取扱者に交付する。
附 則	附 則
(特別還付金の申請期間の起算日) 9 条例附則第49項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。	(特別還付金の申請期間の起算日) 9 条例附則第48項に規定する規則で定める日は、平成23年10月11日とする。
第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係） (還付（充当）通知書の表面) 略	第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係） (還付（充当）通知書の表面) 略

(還付（充当）通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。
法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第5項、法第53条第35項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の1第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の2の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項。
法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項（法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項 不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第1条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の4第5項（法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項。
県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項 自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項、法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第32条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第32条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項
軽油引取税の還付金の充当 法第14条の30第2項 自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項 上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(還付（充当）通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。
法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第33項、法第53条第35項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の2の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項。
法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項（法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項 不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項又は附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の4第2項又は第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項
県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項 自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項、法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項 軽油引取税の還付金の充当 法第14条の30第2項 自動車税の還付金の充当 法附則第34条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項 上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）

（還付（充当）通知書の表面）

略

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）

（還付（充当）通知書の表面）

略

(還付（充当）通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。
法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第35項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項
法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項（法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項
不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項又は附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の4第5項（法第73条の27の5第2項又は第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項
県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項
自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項（法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項
軽油引取税の還付金の充当 法第144条の30第2項
自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項
上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4

(還付（充当）通知書の裏面)

充 当 の 根 拠
表面に記載する還付金（還付加算金がある場合は、還付加算金を含みます。）の充当の根拠は、次のとおりです（「法」とは地方税法をいい、「令」とは地方税法施行令をいいます。）。還付金の発生事由が複数ある場合は、それぞれ充当の根拠が異なります。
法人県民税の還付金の充当 法第53条第20項（法第55条第5項において準用する場合を含む。）、法第53条第35項、法第53条第38項、法第53条第39項、法第53条第40項、法第53条第41項、令第9条の4第1項、令第9条の8の3第2項、令第9条の8の4第1項、令第9条の8の7第1項、令第9条の9の3第1項、令第9条の9の6第1項
法人事業税の還付金の充当 法第72条の24の10第3項、法第72条の24の10第7項、法第72条の24の11第4項、法第72条の28第4項（法第72条の41の4第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、令第24条の2の2第2項、令第24条の2の3第1項、令第24条の2の6第1項、令第24条の2の8第1項、令第27条第1項
不動産取得税の還付金の充当 法第73条の2第8項（法第73条の27第2項（法第73条の27の2第3項、第73条の27の5第3項又は附則第11条の4第2項において準用する場合を含む。）又は第73条の27の3第5項（法第73条の27の4第2項又は第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、法第73条の2第9項の規定により適用する法第17条の4第1項
県たばこ税の還付金の充当 法第74条の14第3項、法第74条の14第4項の規定により適用する法第17条の4第1項
自動車取得税の還付金の充当 法第125条第7項（法第126条第2項において準用する場合を含む。）、法附則第52条第5項、法第125条第8項の規定により適用する法第17条の4第1項、法附則第52条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項
軽油引取税の還付金の充当 法第144条の30第2項
自動車税の還付金の充当 法附則第54条第5項、法附則第54条第6項の規定により適用する法第17条の4第1項
上記の還付金以外の還付金の充当 法第17条の2第1項、法第17条の4

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第36条の5第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。